

基幹統計調査の承認の状況

(平成 23 年 11 月 15 日 ~ 12 月 13 日分)

平成 23 年 12 月 14 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済センサス - 活動調査	総務大臣 経済産業大臣	承認事項の変更 平成 24 年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、以下について変更 調査対象の地域的範囲から福島第一原発事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外 市町村による調査員調査を予定していた単独事業所及び新設事業所のうち、震災に伴う津波等で甚大な被害を受け、調査員調査の実施体制を確保できない岩手県、宮城県及び福島県の一部市町村について、国による郵送調査に変更	H23.12.1
民間給与実態調査	国税庁長官	承認事項の変更 平成 23 年度の所得税法改正に伴い、調査票(給与所得者用)の表記を変更(「一般扶養親族」から「一般の控除対象扶養親族」等) e-Tax(国税電子申告・納税システム)によるオンライン調査から政府統計共同利用システムによるオンライン調査システムへ移行等	H23.12.12

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。

【調査名】 経済センサス-活動調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年12月21日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部平成24年経済センサス準備室、経済産業省経済産業政策局調査統計部経済センサス企画室

【目的】 本調査は、経済構造統計（すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

【沿革】 我が国の産業統計については、産業ごと、所管府省ごとに異なる年次や周期で調査を実施、SOHO等、調査員調査では捕捉困難な事業所及び企業が増加、第三次産業に係る統計の不足等の状況にあることが指摘されており、GDPを推計するための基礎統計の不足等も懸念されている。

このような状況を踏まえ、政府は、「政府統計の構造改革に向けて」（平成17年6月内閣府経済社会統計委員会報告）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月閣議決定）等において、全産業分野のすべての事業所及び企業を対象に、経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）の整備を決定した。

以上の決定を受け、政府部内に設置された関係府省等による「経済センサス（仮称）の創設に関する検討会」等において具体的な検討が進められ、経済構造統計を作成するための調査として経済センサス-基礎調査と経済センサス-活動調査とが実施されることとなった。

まず、平成21年に経済センサス-基礎調査が、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として、事業所及び企業に関する基礎的な事項を把握する調査として実施された。

次に平成24年に経済センサス-活動調査が、事業所及び企業における経理項目の把握に重点を置いた調査として、5年周期で実施されることとなった（ただし、平成24年実施の次は、平成28年に実施が予定されている。）

なお、本調査の実施に当たって、事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査（簡易調査）及び本邦鉱業のすう勢調査は廃止、工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査は本調査と重複する調査年を休止等とすることとされた。

【調査の構成】 1 - 単独事業所調査票 2 - 産業共通調査票 3 - 企業調査票 4 - 事業所調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（速報集計結果：調査実施年翌年の1月末、確報集計結果：調査実施年翌年の夏頃）

【調査票名】 1 - 単独事業所調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1.「農業,林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業,娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務に属する事業所」)のうち単独事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)6,930,000 (配布)調査員 (収集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年2月1日現在 (系統)総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 市町村(特別区を含む。) - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。(実施期日)平成24年1月~3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月~24年3月

【調査事項】 1.全産業共通事項(1)事業所の属性、(2)売上金額、費用総額及び費用内訳、(3)主な事業の内容、(4)電子商取引の有無及び割合、(5)設備投資の有無及び取得額 等 2.産業別に調査する事項

【調査票名】 2 - 産業共通調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所(1.「農業,林業」に属する個人経営の事業所、2.「漁業」に属する個人経営の事業所、3.「生活関連サービス業,娯楽業」のうち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限る。)に属する事業所、4.「サービス業(他に分類されないもの)」のうち中分類「外国公務に属する事業所」のうち、調査対象名簿で把握されなかった事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)589,000 (配布)調査員 (収集)調査員・郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年2月1日現在 (系統)総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 市町村(特別区を含む。) - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。(実施期日)平成24年1月~3月、ただし、総務大臣及び経済産業大臣の定める地域にあつては平成23年12月~24年3月

【調査事項】 全産業共通事項(1)事業所の属性、(2)事業別売上(収入)金額、(3)
主な事業の内容、(4)電子商取引の有無及び割合、(5)設備投資の有無及
び取得額、(6)商品売上原価 等

【調査票名】 3 - 企業調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる産業に
属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事
業所を除く事業所(1 .「農業, 林業」に属する個人経営の事業所、2 .「漁
業」に属する個人経営の事業所、3 .「生活関連サービス業, 娯楽業」のう
ち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限
る。)に属する事業所、4 .「サービス業(他に分類されないもの)」のうち
中分類「外国公務に属する事業所」)のうち複数事業所を有する企業

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)207,000 (配布)郵送・オンライン (取
集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年2月1日現在
(系統)総務省及び経済産業省 - 報告者、総務省及び経済産業省 - 都道府県
- 報告者、総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 市(特別区含む。) - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調
査実施年までは4年とする。 (実施期日)平成24年1月～3月

【調査事項】 1 .全産業共通事項(1)企業の属性、(2)企業全体の主な事業の内容、
(3)企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用内訳、(4)電子商
取引の有無及び割合、(5)設備投資の有無及び取得額、(6)商品売上原価
等 2 .産業別に調査する事項(学校教育、建設業、サービス関連産業の一
部)

【調査票名】 4 - 事業所調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる産業
に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の
事業所を除く事業所(1 .「農業, 林業」に属する個人経営の事業所、2 .「漁
業」に属する個人経営の事業所、3 .「生活関連サービス業, 娯楽業」のう
ち中分類「その他の生活関連サービス業」(小分類「家事サービス業」に限
る。)に属する事業所、4 .「サービス業(他に分類されないもの)」のうち
中分類「外国公務に属する事業所」)のうち複数事業所を有する企業の事業
所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,740,000 (配布)郵送・オンライ
ン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年2月
1日現在 (系統)総務省及び経済産業省 - 報告者、総務省及び経済産業省

- 都道府県 - 報告者、総務省及び経済産業省 - 都道府県 - 市(特別区を含む。)
- 報告者

【周期・期日】 (周期) 5年。ただし、最初の調査実施年を平成24年とし、第2回調査実施年までは4年とする。 (実施期日) 平成24年1月～3月

【調査事項】 1. 全産業共通事項(事業所の属性 等) 2. 産業別に調査する事項